

輸出促進法に基づく登録認定機関制度

登録認定機関制度の概要

- 施設認定の迅速化を図るため、国又は都道府県等に加えて、専門的な知見を有するとして国が登録した民間機関も施設認定を実施できるよう、登録認定機関制度を創設。
- ただし、今後、登録認定機関による施設認定を認めてもらうよう輸出先国と協議を行う必要があり、登録認定機関としての業務は、それぞれの民間機関について輸出先国の了承が得られなければ実施できない。
- 国は、適正な施設認定業務の確保のため、登録認定機関に対し、改善命令や登録の取消し等必要な措置を講じる。
- 申請に基づき、登録基準に適合する機関を農林水産大臣が登録。

業務の内容

- 輸出先国の政府機関が定める要件に適合する施設の認定及び認定施設が認定要件に適合していることを定期的に確認する業務(※)
(※) 認定した施設で適正に製造等されたものであることの証明書の発行を含む

(例) HACCPによる衛生管理の実施、施設の構造基準に適合していること等を審査し、認定する業務

- 残留物質等検査業務

(例) 畜産物や養殖魚介類といった動物由来食品中の動物用医薬品、重金属などの残留物質のモニタリング検査等

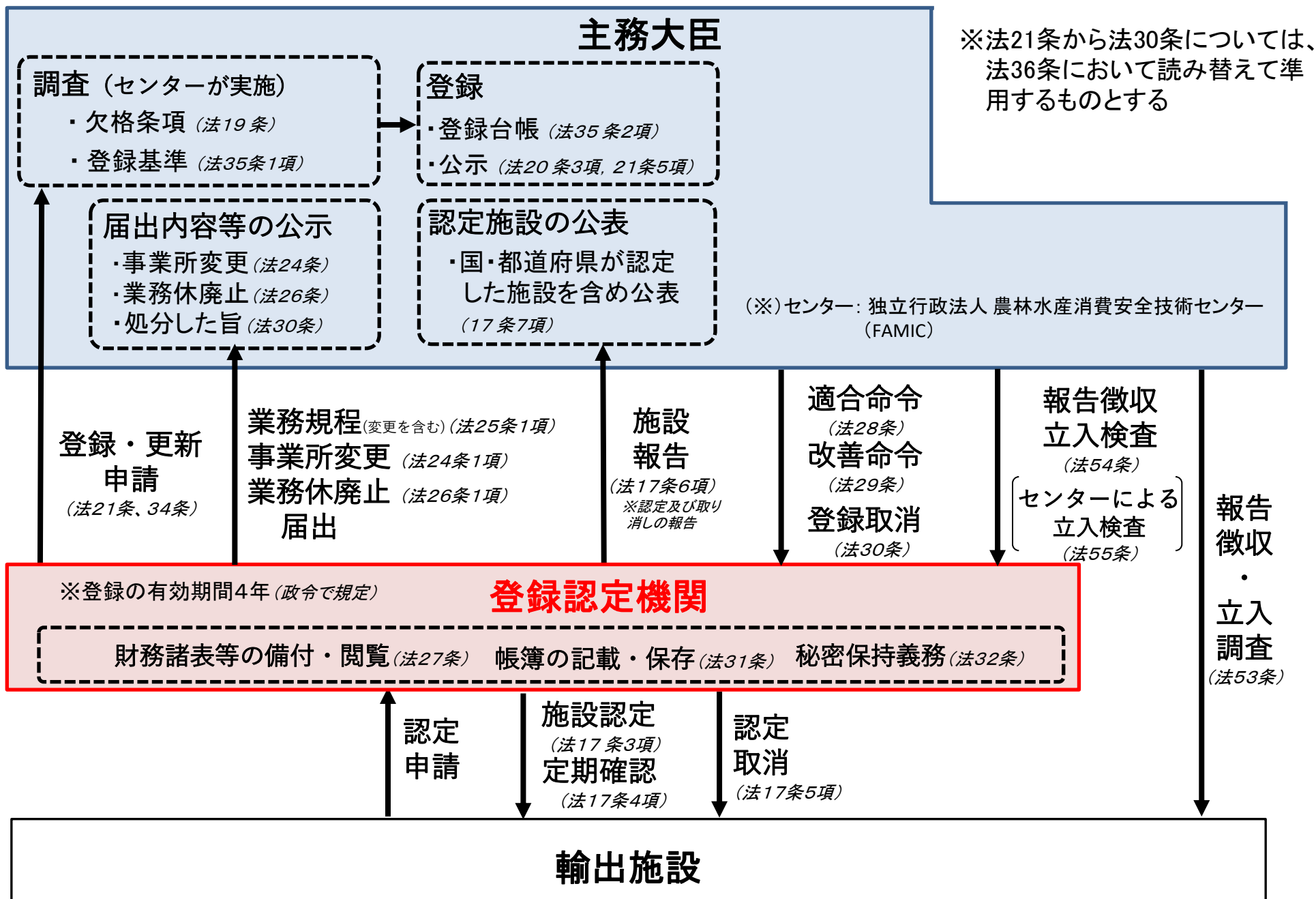
- その他、国による施設認定の審査の一部を実施可能

登録の区分と申請が可能な輸出先国

農林水産物の種類 登録認定機関の業務	農産物	畜産物	水産物	飼料
施設認定及び定期確認業務	—	—	—	—
施設認定及び定期確認業務 (残留物質等検査を除く)	タイ	タイ	米国、インドネシア、ウクライナ、EU、豪州、サウジアラビア、タイ、ナイジェリア、ブラジル、ペルー、ロシア	—
残留物質等検査業務	—	米国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、豪州、ニュージーランド、EU	EU	—

⇒ 登録は、① **登録認定機関の業務** ② **施設認定農林水産物の種類** による区分で行う。また、申請の際は、区分の中で**認定を行う輸出先国**を申し出る。

登録認定機関制度のしくみ



登録の基準

登録の審査は、各業務ごとに定めた以下の基準に基づき、実施します。

① 施設の認定及び適合施設が認定要件に適合していることを定期的に確認する業務

次に掲げる基準のすべてに適合していること

- ア 公平な認定等の実施、情報の漏えいの防止その他の適確に認定等を行うために必要な運営方針及び安定的な経営基盤を有すること
- イ 適確に認定等に係る業務を行うために必要な運営体制を有すること
- ウ 認定等に必要な能力を有する職員を十分に確保するとともに、その能力の維持向上及び適切な人事管理に必要な方針を有すること
- エ 適確に認定等に係る業務を行うための具体的な手順が定められていること
- オ 適確に認定等に係る業務を行うために必要な監査、文書管理その他の業務管理体制を有すること
⇒ ISO/IEC 17065の4～8の要求事項に適合しているかを判定
- カ 認定等の業務を実施することについて、必要に応じて、輸出先国の了承が得られていること

② 残留物質等検査の業務

次に掲げる基準のすべてに適合していること

- ア 試験所に関する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた基準（ISO/IEC 17025）に適合していること
⇒ 輸出先国が求める残留物質等検査の対象食品（畜産物、水産物等）・分析対象物質（化学物質、微生物）の組合せのうち、それぞれの区分ごとに少なくとも1つ以上の組合わせで、ISO/IEC 17025の認定を取得している必要
- イ 残留物質等検査を行う能力を有すること
⇒ 実施する検査の対象食品・分析対象物質すべてについて、
① 妥当性確認された分析法を用いていること ② 分析の精度管理が実施されていることを確認
- ウ 適合施設の確認業務を実施することについて、必要に応じて、輸出先国の了承が得られていること

登録基準(支配要件)及び欠格条項

登録にあたっては、業務ごとに定めた登録基準の他、以下の事項に該当しないことが必要です。

支配要件

登録申請者が、次のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。

- ① 申請者が株式会社の場合、取扱業者（施設認定農林水産物等の生産、販売その他の取扱いを業とする者）がその親法人であること
- ② 申請者が法人の場合、役員に占める取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む）の割合が二分の一を超えていること
- ③ 申請者の代表が取扱業者の役員又は職員であること（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む）

欠格条項

登録申請者が、次のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない

- ① 輸出促進法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ② 登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
（当該登録を取り消された者が法人である場合は、その取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から1年を経過しないものを含む。）
- ③ 法人であって、その業務を行う役員のうちに上記の①及び②のいずれかに該当する者があるもの。

登録申請の流れ

申請から登録のおおまかな流れは、以下のとおり。

- ① 申請を希望する輸出先国・品目について、登録認定機関の業務の対象範囲かどうかを確認
- ② 事前に農林水産省輸出支援課に申請する旨を相談。農林水産省は、輸出先国へ登録認定機関の申請相談があった旨を打診
- ③ 輸出先国毎に定められた要綱（※）を確認し、必要な業務実施体制を整備
（※）別途、農水省のホームページに公表予定
- ④ 定められた申請書に業務ごとに必要な書類を添付し申請。登録手数料分の収入印紙を同封

【登録手数料】

業務ごとに以下の手数料分の収入印紙が必要 ※[]内は、更新手数料

- ・施設認定及び定期確認業務・・・・・・・・・・ 132,000円 [104,700円]
- ・施設認定及び定期確認業務（残留物質等検査を除く）・・・・ 109,800円 [90,000円]
- ・残留物質等検査業務・・・・・・・・・・ 14,600円 [11,600円]

- ⑤ FAMICにおける書類審査及び事業所調査を受ける
- ⑥ FAMICによる審査の結果、登録基準（p4の「登録基準」の①のア～オ、②のア～イ）に適合していると認められた場合、農林水産省は、輸出先国に対して、当該機関を通知
- ⑦ 輸出先国から了承が得られた場合、農林水産省は申請者に登録免許税（9万円/件）の納付を指示し、領収書が提出された後、登録を公示し、申請事業者へ通知

※ 登録認定機関の登録の有効期間は登録された日から起算して4年。（更新は有効期間満了の日の6ヶ月前に申請）

申請に必要な書類について

申請にあたっては、申請書に加え、申請する業務ごとに、以下の書類を添付してください。

施設の認定及び適合施設が認定要件に適合していることを定期的に確認する業務

ア 定款及び登記事項証明書

イ 次の事項を記載した書類

- ① 認定等に関する業務を行う組織に関する事項
- ② 職員、登録認定機関が委嘱する外部の委員その他の認定等に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲
- ③ ①及び②に掲げるもののほか認定等に関する業務の実施方法に関する事項
- ④ 認定等に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
- ⑤ 認定等に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績

ウ 認定等に関する業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類

エ 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類

オ 主要な株主の構成（当該株主が法第35条第1項第2号に規定する取扱業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

カ 役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

残留物質等検査の業務

ア ウ及びエを除く、上記に掲げる書類

イ 次の事項を記載した書類

- ① 試験所に関する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた基準（ISO/IEC17025）に適合していることについて、第三者による認定を取得していることを証明する書類
- ② 輸出先国の政府機関が求める残留物質等検査を行う能力を有することを証明する書類。

登録認定機関に求められる義務

- 登録認定機関は、登録後の業務で、輸出促進法に基づき以下の事項が求められます。

・ 申請書の添付書類の記載事項の変更届出	・ 認定施設の報告	(法第17条第6項)	
・ 承継の届出	(法第22条第2項)	・ 遅滞のない業務の実施	(法第23条)
・ 事業所の変更届出	(法第24条第1項)	・ 財務諸表等の備付・閲覧	(法第27条)
・ 業務規程の届出・変更	(法第25条第1項)	・ 帳簿の記載・保存	(法第31条)
・ 業務休廃止届出	(法第26条第1項)	・ 秘密保持義務	(法第32条)

※法22条から法32条については、法36条において読み替えて準用するものとする

- 登録認定機関は、業務の開始前に主務大臣に、認定等に関する業務規程の届出が必要です。業務規程には、以下の事項を定める必要があります。

業務規程の規定事項

- ア 認定等の実施方法、認定の取消しの実施方法その他の認定等に関する業務の実施方法に関する事項
- イ 認定等に関する手数料の算定方法に関する事項
- ウ 登録台帳に記載する事項
- エ 認定等に関する業務を行う時間及び休日に関する事項
- オ 認定等に関する業務を行う組織に関する事項
- カ 認定等に関する業務を行う者の職務及び必要な能力に関する事項
- キ 認定等に関する業務の公正な実施のために必要な事項
- ク その他認定等に関する業務に関し必要な事項

登録申請の問い合わせ先について

登録申請の手続等については、以下の窓口にご相談ください。

申請書類の提出先

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）認定センター登録審査課
〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
電話：050-3797-1845 メールアドレス：yushutsu_shinsei202@famic.go.jp

【申請の事前相談、登録の範囲及びその他法令の解釈等について】

農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ
電話：03-6744-1778

【申請書類、審査手順等について】

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）認定センター登録審査課
電話：050-3797-1845